放送受信料の未収者に対する強制執行の実施予告について

NHKは本日、24都道府県の48人について、このまま放送受信料のお支払いが ない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、 本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 24都道府県48人

(東京都7、長野県1、新潟県1、神奈川県2、茨城県2、千葉県1、栃木県2 埼玉県1、大阪府9、京都府2、兵庫県1、滋賀県2、愛知県1、静岡県3 山口県1、福岡県2、長崎県1、大分県1、佐賀県2、沖縄県1、岩手県1 北海道2、徳島県1、香川県1) 数字は人数

※ 支払期限 平成26年7月31日